

プレスクール業務説明資料

1 委託事業名

令和8年度プレスクール業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月6日まで

3 履行場所

可美公園総合センター

(浜松市中央区増楽町920-1 第1～3研修室 会議室)

浜松市教育委員会が指定する場所

4 業務内容

浜松市立小学校への入学を希望し、プレスクールの参加が適当であると教育委員会
が判断した子供とその保護者を対象に、入学する小学校での学校生活を円滑にスター
トさせるために必要な初期適応指導や日本語の基礎指導を行う。

(1) 実施日時及び会場

回	期日	会場借用 時間	第1 研修 室	第2 研修 室	第3 研修 室	会議 室
1	令和9年1月16日(土)	午前9時 から 午後0時 まで	○	○	○	○
2	令和9年1月23日(土)		○	○	○	○
3	令和9年1月30日(土)		○	○	○	○
4	令和9年2月6日(土)		○	○	○	○
5	令和9年2月13日(土)		○	○	○	○
6	令和9年2月20日(土)		○	○	○	○
7	令和9年2月27日(土)		○	○	○	○
8	令和9年3月6日(土)		○	○	○	○

※ 1回の指導時間は2時間程度

(2) 対象者

令和9年度に浜松市立小学校に新入学を希望する子供が教育委員会へ手続きに
来た際に行う聞き取りで参加が必要であると判断された子供とその保護者

対象者の判断基準

- ・ 語彙調査で、正解が50%未満である。
- ・ 日本の就学前教育を受けていない又は、在園期間が半年に満たない。
- ・ その他、保護者の希望や子供の状況により判断する。

(3) 実施内容

次のア～カを盛り込んだ8回分のカリキュラムを作成し実施する。このうち2回程度、オンラインによる保護者への説明や活動を実施する。

- ア 初期適応指導マニュアルの内容から、指定された内容（別添1）を入れる。
- イ 小学校での円滑なスタートが切れるよう、4月当初の学校行事や日本語の基礎を親子で学ぶ機会をつくる。
- ウ 保護者に対し、宿題の点検、翌日の準備、早寝早起きなど家庭教育で必要な内容も入れる。
- エ 就学前の子供たちが学校の楽しさを実感したり、友達と学ぶことへの期待をもったりすることができるよう、内容を工夫する。
- オ 学習効果を考えて、集団による一斉指導や言語別のグループでの指導など指導形態を工夫する。
- カ 保護者向けの入学準備ガイダンスの時間も組み入れる。

(4) 指導者及び支援者

- ア 本業務の運営にあたり、グループ責任者やバイリンガル支援者の募集、選定、調整等の管理を行う全体の業務責任者を1名置く。
- イ 子供への指導は幼児教育経験者が中心となってい、指導補助としてバイリンガル支援者を配置する。子供6人に対し1人の指導者または支援者を配置する。

(5) 参加者への周知

参加決定者には、申込時に登録されたメールアドレスに開講式案内を送信し、参加を促す。

(6) 研修

受託者は、プレスクールの目的が達成できるよう、指導者や支援者に対し研修会を行い、資質向上に努める。

(7) 会場運営

受託者は、当日の会場準備を行い、受け入れ体制を整える。また、原状復帰も責任を持って行う。会場運営において発生した施設利用料等については受託者において施設管理者へ支払う。

当日、欠席連絡等の問い合わせは受託者が受ける。施設側に連絡のいくことがないようにする。

(8) 費用

本事業に係る費用は、受託者が負担する。

(9) 委託者との打合せ

本業務の実施状況の報告等や課題解決に向けた委託者との打合せを必要に応じて実施する。

(10) 参考業務量

令和7年度プレスクール参加者数は表1のとおり

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

児童生徒、雇用者の個人情報を取り扱う際には、「個人情報保護法」「浜松市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、本事業実施においてプレスクールに参加する子供や保護者、またその家庭に関し、知り得た情報を他に漏らしてはならない。この事業から退いた後も同様とする。

6 その他

(1) 受託者が教材や資料を利用した場合、1部を委託者に提出する。なお、委託者がその教材を今後の浜松市の外国人児童生徒支援に生かすため、本契約以外の事業において利用、編集することを認めるものとする。

(2) 委託者は業務の履行期間中1回以上、受託者が業務を履行する現場を視察するものとする。

(3) 受託者は、業務の履行にあたり、契約日から1か月以内に業務責任者及び従事者の名簿、業務実施計画書を提出する。

(4) 指導者や支援者の勤務態度及び指導方法等が業務に支障をきたす場合、委託者は受託者に改善を求めることができる。

(5) 受託者は業務完了時に個人情報処分報告書及び業務完了報告書、業務実施報告書を委託者へ提出する。

(6) プレスクール参加者等の負傷等に対応するため、受託者は傷害保険に加入すること。

(7) 感染症等への対応のため、会場での実施をオンラインでの実施に変更する場合は、内容を含め委託者と受託者が事前に協議する。

表1 令和8年度新1年生のうちプレスクールに参加した子供の言語別数

言語	対象となる子供の数(人)
ポルトガル語	10
スペイン語	2
フィリピン語	10
ベトナム語	1
中国語	1
インドネシア語	1
英語	2
日本語	0
計	27